

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
	(1) 提出議案について	2
	① 議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）	2
	(2) 協議事項について	6
	① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	6
	(3) 報告事項について	7
	① 矢板市地域公共交通計画の策定に係るパブリックコメントの実施について	7
4	その他	9
5	閉会	9

日 時	令和 5 年 12 月 22 日(金)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 20 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 三堂地 陽 一
- ③ 教育長 塚 原 延 欣
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑦ 子ども課長 高 橋 理 子
- ⑧ 生活環境課長 山 口 武
- ⑨ 農林課長 村 上 治 良
- ⑩ 商工観光課長 小 林 徹

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第392回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、私ども市当局から提出いたします案件は、補正予算1件であります。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第7号）

○議長 議題に入ります。①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第7号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、本年11月2日に閣議決定されました、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る補正でございます。

この臨時交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた、

生活者や事業者への支援を主たる目的としておりまして、臨時交付金を活用するに当たり、生活者支援、事業者支援として、それぞれ四つずつ、合わせて八つの推奨事業メニューが国から示されております。

生活者支援といたしましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援と、子育て世帯支援、そして消費の下支え等を通じた生活者支援や、省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援の四つでございます。また、事業者支援といたしましては、農林水産業における物価高騰対策支援や、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援など四つでございます。

今回の補正予算編成に当たりましては、本市の財源も活用しながら、これら国の推奨事業メニューに即した事業を計画しております。

それでは補正予算書の1ページになります。議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第7号）、以下の朗読は省略させていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。

上の段の歳入につきましては、15款 国庫支出金から19款 繰入金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は1億1,239万7,000円、歳入総額は166億3,412万2,000円となります。

下の段の歳出につきましては、3款 民生費から7款 商工費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は1億1,239万7,000円、歳出総額は166億3,412万2,000円となります。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書で御説明いたします。

予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。まず、2歳入でございます。

15 款 国庫支出金は、本市に配分されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。国勢調査人口や経済センサス活動調査における事業所数を基に算定されております。

続きますして16款 県支出金は、保育施設等における物価高騰対策として実施する事業の栃木県からの補助金でございます。栃木県が県に配分されました臨時交付金を活用した事業でございます。

次の19款 繰入金は、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きますして、次のページ、6ページ、7ページになります。3歳出でございます。

3款2項1目 児童福祉総務費のこどもまんなかクーポン券配布事業は、子ども一人当たり2,000円のクーポン券を配布する事業でございます。配布対象は本年、12月1日現在で、本市の住民基本台帳に記録されている、0歳から18歳までの子どもで、4,100人を見込んでおります。

次の2目 児童措置費と、4目 児童福祉施設費の二つの事業がございます。民間保育所等運営補助事業と学童保育館活動支援事業、こちらにつきましては、保育施設等における物価高騰に対する支援でございます。1施設当たり光熱費4万円と通園バスのガソリン代として、1台当たり6,000円のほか、民間保育所等に通う園児の食料費分として、一人当たり月575円を、6か月分助成するものでございます。民間保育所等運営補助事業は15施設分、学童保育館活動支援事業は3施設分を見込んでおります。

続きますして、4款1項3目 環境衛生費の省エネ家電購入費補助事業、こちらにつきましては、エネルギー価格の高騰により電気代の負担が増えている一般家庭や市内事業者、地域コミュニティ団体などを対象として、省エネ家電、省エネ給湯器の購入を支援するものでございます。

省エネ家電の対象製品は、6品目ございまして、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、電気便座、LED照明器具の6品目でございます。そのうちLED照明器具を除く5品目の、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、電気便座につきましては、統一省エネラベルの省エネ性能星二つ以上のものが対象でございます。こちら家電量販量販店を除く市内店舗で購入等をしたものについて、金額の30%以内、9万円を限度に補助するものでございます。また、省エネ給湯器の対象につきましては、統一省エネラベルの省エネ性能星二つ以上の、ガス温水機器、石油温水機器、ヒートポンプ給湯器が対象でございます。家電量販店を除く市内店舗で購入等をしたものにつきまして、こちらは金額の40%以内、16万円を限度に補助するものでございます。

補助及び交付金として3,000万円計上しておりますが、内訳といたしまして、省エネ家電が2,500万円、省エネ給湯器が500万円でございます。

続きまして6款1項3目 農業振興費の農業振興事業は、燃油価格高騰に伴う農業者支援のため、動力光熱費の価格高騰分を助成する事業でございます。認定農業者等に対し、令和3年に支出した農業に要する動力光熱費の額をもとに、燃料費価格上昇相当分10%を算出し、助成するものでございます。

次の6目 農地費の土地改良管理事業は、電気料金高騰に対する土地改良区への支援事業でございます。土地改良区が管理している農業水利施設の電気料金を一部助成するものでございます。令和3年4月から9月の電気料金の額を基に25%を助成するものでございます。

続きまして、7款1項2目 商工振興費の商業等活性化支援事業は、この中に実施する事業が二つございます。

一つ目は、やいた応援クーポン券配布事業でございます。物価高騰の影響を受けた生活者に対して、市内の店舗等で使える、400円券が5枚ついたク

ーポン券を、今回は市民一人当たり1枚配布するものでございます。

二つ目は、運送時運送業務を主とする事業者等に対し、事業用車両に係る燃料費等の一部を補助することにより、事業者等の事業継続、経営の安定化を支援する事業でございます。本市に本社または本店、支店、営業所をなど置く運送業務を主たる事業とするものが対象でございます。登録台数に応じて補助するものでございまして、軽自動車は1台1万円、小型以上の自動車は1台、2万5,000円、こちらを補助するものでございます。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長(石井侑男) おはようございます。

会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて、御協議申し上げます。

第392回随時会議の議会運営については、去る12月15日午前8時45分から第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は本日1日と決定いたしました。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして報告いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 矢板市地域公共交通計画の策定に係るパブリックコメントの実施について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○生活環境課長（山口武） 矢板市地域公共交通計画の策定に係るパブリックコメントの実施について報告をいたします。

公共交通の政策につきましては、令和2年3月に矢板市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。同年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正があり、法定協議会である矢板市地域公共交通会議が策定することとなり、現計画の計画期間である令和6年度を残し、令和10年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものでございます。

内容につきましては、11月8日に計画素案及びパブリックコメントの実施につきまして、矢板市地域公共交通会議に諮り、了承を得ております。

それでは2ページの概要版（案）で計画内容を説明いたします。現計画の期間内でもあることから、交通体系や計画の全体構成に大きな変更はございませんが、令和3年度の大規模な交通体系の変更によるアンケート調査での課題抽出を踏まえ、目標や取組につきましては、現在の交通体系に沿ったものに変更してございます。

概要版中央を第2章 公共交通の現状と課題の、⑥矢板市の公共交通に係る課題を御覧いただきたいと思っております。

課題1としまして、利用者ニーズに応じたダイヤやルート等のアクセス性の確保、課題2としまして分かりやすい交通体系を構築することで、利用者増を図り、地域経済の波及効果につなげる。また、バリアフリーや脱炭素に向けた取組の必要性、課題3としましては、持続可能な公共交通とするため、運賃収入の確保及び効率的な運営などが挙げられております。

これらに対応するため、概要版、左下の第3章 地域公共交通計画の理念・方針を掲げまして、次の第4章 計画の目標、次の第5章 目標達成に向けた取組で構成をされております。

中央下の第4章の地域公共交通計画の目標でございますが、現計画の1日当たりの利用者数80人以上を前倒しで達成していることから、課題1及び方針①に対応する利用者の利便性の向上を図る指標といたしまして、目標①公共交通の改善で中央部循環路線とデマンド交通の利用者、それぞれに目標値を設定しております。地域共助型生活交通は民間路線であることから、目標には加えておりません。この利用者数の目標値は、2020年から2028年の人口伸び率から、利用者数推計を算出したしまして、利用者トレンドを掛け合わせて作成したものでございます。

課題2及び方針②に対応する目標② 公共交通利用環境の改善につきましては、中央部循環路線バス1台と、デマンドタクシー3台のバリアフリー車両の導入、課題3及び方針③に対応する目標③ 公共交通の増収策の実施につきましては、運賃収入の確保を図るためデマンドの利用者数から求めた1日当たりの収入額を目標としております。

これらの目標を達成するための取組みが右下にございます五つの施策群で示してございます。

来年度につきましてはこの計画と、現在、県においても地域公共交通計画

を策定しておりますので、計画改定に基づき令和7年度のデマンドのフィーダー系統補助金、これが増額されるものと思います。

このことから、令和6年度は、令和7年度実施に向けた中央部循環路線の運行本数、経路及びバス停の見直しと、それに伴うデマンドの運行エリアの見直しについて検討してまいります。

今後のスケジュールといたしましては、全員協議会終了後から来年1月22日までの1か月間パブリックコメントを実施し、その後、矢板市地域公共交通会議で計画を決定いたしまして、主務大臣であります、総務大臣・国土交通大臣宛に本計画を提出するとともに、公表をいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 ないようですので、全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10:20)

令和 年 月 日

議長